

2010年12月8日

東京高等裁判所第21民事部 御中

練馬区東大泉6-9-24
岸田静枝

陳述書

1 はじめに

私は、2010年3月31日に定年退職をしました。足立区に9年、葛飾区に10年、西東京市に10年、そして板橋区に1年、練馬区に3年、豊島区に2年の、35年間の教員生活でした。一校に満期まで留まることで、私は地域や保護者とも、子どものきょうだいたちとも、気心が知れているという安心感を持ち、教育実践も多岐にわたることができました。

2004年4月に板橋区立三園小学校に異動した時は、往復の通勤に3時間20分かかりましたが、私はこれまでと同じように、通勤時間の長さで不満を持つことはありませんでした。異動先の子どもたちとの出会いを、教員として最も大切にしていきましたので、定年退職までの6年間、教員最後の学校になると、とても張り切っていました。しかし、たった一年で練馬区に強制異動となりました。三園小学校では叶わなかった6年間という月日が、本訴訟で費やされているのは皮肉なことです。

音楽教員の私に強いられてきた、「日の丸」に対する起立、「君が代」のピアノ伴奏と、子どもたちを「歌えるようにする」指導は、人権侵害そのものです。一過性ではなく、時の流れが傷口を、ますます大きく深くしてきました。私は今、その痛さ、辛さを共有し、向き合い続けてくれた多くの友人たちに、感謝します。

2 職務命令について

定年退職で教職を離れ、ひとりの市民として学校を見ると、教育現場で職務命令が発せられることの異常さが判かります。考え方や意見の対立する時、上

司である校長が子どもの状況に軸足を置かずに、職務命令という手段を使って、一律に都教委の方針通りにまとめることが、将来を担う子どもたちを教育してゆく学校で認められてよいはずはありません。たとえ始めは平行線の論議であろうとも、子どもたちの可能性を信じる一致点が見出されるならば、そこから解決方法に向かうことができます。多様な考え方を尊重せず、職務命令まで発出して特定の考え方に従わせようとする教育現場では、どのような子どもたちが育ってゆくのでしょうか。子どもたちが、お互いの違いを「違い」として認め合うことが、できるようになるのでしょうか。

東京都の公立学校では、日常的に職務命令が発出されることはありません。入学式、卒業式、周年行事などの、「日の丸・君が代」の強制に対してのみ、発出されています。

原審は、『板橋区立小・中学校においては、従前から、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱は特段の問題なく実施されてきた。』と認定しています。板橋区教委は、都教委の10・23通達を小・中学校長に、『情報提供として』配布しました。板橋区では『従前から』、「日の丸・君が代」の論議が起こらなかったのだとしたら、あまりに異様です。当時の三園小学校の教職員間では、「日の丸・君が代」について、実際は意見がさまざまありました。2004年度、板橋区内小学校で『職務命令を発令したのは、三園小だけであった。』との判断は、「職務命令が発令されなければ、反対意見を封じ込めることができなかつた」という三園小の実態を示しています。

国旗国歌法が制定された1999年、私が勤務していた西東京市立保谷第一小学校では、「日の丸」は校門に一本ありましたが、「君が代」の流れることのない入学式、卒業式でした。校門の「日の丸」は、入学式、卒業式の開始時点で屋外に出され、終了時点で屋内にしまわれました。子どもたちや保護者の眼には触れることのないように配慮はしながらも、「日の丸」を掲げたという事実は残したいという校長の意向を教職員は酌み、その代わり「君が代」はやらないという、暗黙の了解が続いていたそうです。

東京都多摩教育事務所からの度重なる指導で、校長は式典における「日の丸」掲揚時間の延長と、「君が代」導入の提案をしてきました。この提案が議題になった職員会議は長引き、音楽教員の私はもちろん、他にも真っ向から反対した教職員がいたため、予行練習でも本番でも「君が代」はテープ演奏となり、司会者は、「座ったままで聞きましょう。」とアナウンスしました。

年を追うごとにだんだんと、「日の丸」の掲揚時間は長くなってゆきました。その後の2003年度、「君が代」を斉唱しない学校は「学校名を公表する」と

通知があったため、職員会議は紛糾し、議題が幾日も幾日も持ち越されました。「『君が代』斉唱は、音楽教員だけの問題ではない」との意見が、「『君が代』を斉唱させるのは、音楽教員の職務だ」との意見に次第に傾き、私は孤立感に震えたことを鮮明に覚えています。それでもなお、私は「君が代」のピアノ伴奏はできませんでしたので、学級担任が「君が代」のピアノ伴奏を引き受けてくれましたが、一部の教職員からは、「学校名が公表されるという危機を、学級担任のおかげで救われた。岸田さんは学級担任に、もっと感謝をするべきだ。」との声があがり、私は、ますます追い詰められているような気持ちになりました。「職員会議では意見が言えなくて、ごめんなさい。」「応援している、頑張る。」と、放課後の音楽室で胸の内を明かしてくれる教員がいたことが、その頃の私の支えでした。

2002年の3月、ついに東京都の小学校では、「日の丸・君が代」実施率が100%になりました。100%という数字は、恐ろしいものです。この中には、斉唱はしないがテープ演奏の「君が代」だった保谷第一小学校も、含まれています。「日の丸」が掲揚されていない小学校、「君が代」が流れていない小学校は、東京都内、一校もなくなったということです。このことに対する異論は、まったく湧き上がらなかったはずはありませんが、100%という数字が示すのは、異論を唱えられないような都教委からの強制力、そして学校自体が自己規制力を働かせていた結果だとしか考えられません。

3 音楽の演奏と内面性について

35年間の音楽教員を定年退職してから、約9カ月経ちました。その間に私は、幾度か合唱団の伴奏をする機会がありました。練習、リハーサル、そして本番の演奏会とこなしでゆく中で、経験したことのない不安感が付きまといました。私は譜面を正確に音に替えようとしたし、作曲家の意図を読み取ろうと努力をしていました。この姿勢は、これまでと変わっていません。技術的な演奏面では問題はないのに、拭いさることのできないこの違和感は、どうしたことだろうと戸惑っていたのです。

曲の解釈に大筋には違いがないものの、合唱団員は合唱を、私は私で伴奏をと、その場限りの合体という、どこか表面的な感じが否めませんでした。通し練習時間の短さから来るのでしょうか。いや、合唱団のメンバーとの人間的関係の希薄さと、つじつま合わせに終始していたことが、原因の一つではないだろうかと思いました。

私の音楽教員時代、周りには子どもたちが居て、共に生活をし、共に息を吸

って吐いて、そして共に音楽を創り出してきました。それはあまりにも日常的で当たり前で、気付きませんでした。創り出した音楽は、ひとりひとりが否定されることなく響き合い、その心地良い満足感が、より高度な技術への意欲を生み出してきました。

言葉で表現できないから、音楽で表現するのです。音楽作品に命を吹き込む方法は、ひとつではありません。音楽の内面性を追求してゆくことは、自分の内面性を追求してゆくことでもあるのです。その内面性が、演奏という形で現れます。

聴衆は、演奏家によって異なる表情を受け取ります。それは単に強弱やテンポの違いではありません。同一の譜面を使っている、演奏家の内面性はそれぞれ違うので、演奏も違ってくるのは当然なのです。

学校は、子どもが子どもたちの中で育つところです。育つということは、内面性も豊かになるということです。豊かな内面性とは、価値観の違いを認めて受け入れることであり、共に生きてゆくということです。それは互いの人権を尊重することにつながってゆきます。

子どもたちとは、何の理由であれ、「切らない」関係を創ってきました。不充分さはもちろんありますが、そのように心がけてきました。音楽を通して表現の自由を学ぶことは、最も大切な人権を尊重してゆくことであると、私は確信しています。お互いに「切らない」関係、排除することのない関係で創ってきた演奏を、私は「雑唱、雑奏」と名付けました。

合唱、合奏を、子どもたちとの間でも、「雑唱、雑奏」と呼び合い認め合って過ごしてきたことは、私の大切な誇りです。音楽的なレベルの高さを目指すだけでなく、「雑唱、雑奏」は、音楽の内面性の自由な表現を目指すことと思っています。

4 信教の自由について

原審の判決文の、『仮に、信教の自由との問題が生じるとしても、原告岸田において受忍すべき範囲内の制約であるといえる。』という部分は、私の信教の自由をないがしろにしています。私の基督教の信仰の中に、「君が代」のピアノ伴奏、起立斉唱の強制の手が入り込んで掻き乱すようで、耐えられませんでした。

そもそも私は、基督教信徒であることを直接の理由として、「日の丸・君

が代」の強制が許されないと考えているわけではありません。私は、信仰と行為の一致を説く聖書の教えによって、「誤魔化してはいけない」という行為規範が確立されているからこそ、「日の丸・君が代」の歴史的な問題や、それが国旗国歌として制定された経緯を、すべて誤魔化したまま子どもたちを教育することはできないし、自らが「日の丸・君が代」に対して考えていること自体も、誤魔化することはできないのです。以下、私の信仰について詳しく述べさせていただきます。

神は全知全能です。私が知っているのはそれだけです。全知全能とは、人間の想像の域を超えています。想像の範囲で都合良く創り出されたものを、偶像といいます。『偶像崇拜者となってはいけません。』『偶像礼拝を避けなさい。』（コリント前書10章7節・14節）と聖書にあります。偶像を崇拜し偶像礼拝を行わないためには、私たち信徒は、聖書を読むことから離れてはなりません。

『初めに、ことばがあった。ことばは神とともにあった。ことばは神であった。この方は、初めに神とともにおられた。すべてのものは、この方によって造られた。造られたもので、この方によらずにできたものは一つもない。この方にいのちがあった。このいのちは人の光であった。光はやみの中に輝いている。やみはこれに打ち勝たなかった。』ヨハネによる福音書（ヨハネ伝）第一章の始まりです。

信徒は聖書を読み、聖書のイエスの言葉から神の言葉が示されますが、判らないことも多いです。自分中心の解釈に陥らないように、信徒はまた聖書を読みます。判った気でいて何年も経ってから、上っ面だけの解釈だったと省みることは、少なくありません。

信仰には行動が伴います。イエスが昇天した後、弟子たちは厳しい迫害の中、イエスの教えを伝えるに行きました。まさに行動する信仰です。信仰とは、神を信賴して、一歩二歩踏み出すことです。神はいのちであり、イエスは希望です。それが現在の教会であり、教会活動であると思います。

私は日曜日だけキリスト教の信徒であるのでも、安全な教会の中で平和を語り合っているのでもありません。『なぜ、わたしを「主よ、主よ。」と呼びながら、わたしの言うことを行わないのですか。』（ルカ伝6章46節）というイエスの言葉は、他人は誤魔化することができても、神を誤魔化することはできない。それは自分でもよく判っているはずだと、私に迫ってきます。

『みことばを実行する人になりなさい。自分を欺いて、ただ聞くだけの者であってはいけません。』（ヤコブ書1章2節）『たましいを離れたからだが、死んだものであるのと同様に、行いのない信仰は、死んでいるのです。』（ヤコブ書2章26節）のような、信仰と行為の一致を説く聖句は数々あります。自分の

考えを明らかにせず、見て見ぬ振りをする、行動を起こさないこと、あるいは事なかれの行動を選択することは、人間関係の摩擦や争いを避ける方便ではなく誤魔化しである。そのようにこれらの聖句は、警告を発しているのです。

マタイによる福音書の最後は、次のような言葉で締めくくられています。『見よ。わたしは、世の終わりまで、いつも、あなたがたとともにいます。』（マタイ伝28章20節）この聖句で神を信頼し、傍らのイエスが足元を照らしてくださることを信頼し、そして聖母マリアや私の守護聖人セシリアの力添えをも信頼し、信頼総動員で「行動を起こさせてください。」と祈ります。

『もしあなたがたに、からし種ほどの信仰があったら、この桑の木に、「根こそぎ海の中に植われ。」と言えば、言いつけどおりになるのです。』（ルカ伝17章6節）私の信仰は小さいのか大きいのか判らない。浅いのか深いのかも判らない。からし種一粒ほどであったとしても、神への信頼があれば、その祈りは力となり、言葉となって、桑の木を動かすこともできる。それが信仰なのだ、このイエスの言葉でも、信仰と行為の一致した生き方を教えています。

さらに、どの福音書にも載っている「五つのパンと二匹の魚を五千人に与えた」は、ひとりひとは微力でも、大きな力になりうることに励ましてくれる記事です。五千人を前に、パンは五つ、魚は二匹しかなかった。『こんなに大ぜいの人々では、それが何になりましょう。』と弟子たちは言ったが、イエスは感謝をささげてから、それらを割いて分けていった。するとなぜか『人々はみな、食べて満腹した。』というのです。実現不可能と思われたことでも、ひとりから始まったことが大きなうねりとなって、ついに社会を変えて行った例は、多々あります。

私の最初の勤務校は足立区でした。誘われて、部落解放同盟足立支部の解放子ども会活動に参加していました。参加したての頃は、「部落差別は悪い」「差別に負けない子どもを育てる」と言いつつも、「差別される方にも原因はあるのではないか。」「私は部落差別をしていない。その証拠に、部落解放同盟員と同じ立場に立って、『こばと子ども会』を手伝っているのではないか。」と思っていました。「部落差別」という言葉を使っている、私は部落出身者ではないから、どこか他人事のような気持ちがありました。部落差別の根源が天皇制にあるとは考えもせず、「手伝う」という意識そのものが差別であるのにも気付かず、今振り返れば、とんでもなく傲慢だったと思います。

「こばと子ども会」に参加している子どもの妹が小学生になると、兄と妹は連れ立って「こばと子ども会」に通って来ました。さらにその下の弟も参加するようになってもお、私は続けていました。足立区の部落解放同盟も他地区と同様に、組織や運動体としての課題を幾つも抱えていました。幾つもの場面

に、私は居ました。直接に何かができたわけではありませんが、私が長い間「こばと子ども会」から去らなかつたのを見て、保護者である部落解放同盟員は、やっと心安く打ち解けて接してくれました。これが実態でした。

同じ立場に立つ、立っているはずだと思い込むのは、自己満足です。立てるはずはないという出発点を、誤魔化すものです。自らの足を踏み出そうともしないで、安全地帯から叫ぶのも、誤魔化しです。信仰と行為を誤魔化さないで一致させるという聖書からのメッセージは、私の生き方になっています。

私は、眼に見えるものだけでなく、眼に見えないものをも信じたいと思います。十字架は眼に見えますが、信仰の大きさ深さは眼に見えません。日曜日のミサで、旧約聖書や使徒書の朗読の時は着席しますが、福音書は司祭が朗読をして、信徒は起立します。聖堂の十字架を仰ぎ見る時、前を横切る時、イエス・キリストの名前を口にする時、自然に頭が垂れます。聖歌は正面の十字架に向かって、起立をして歌います。ミサのすべての所作には、聖書に基づく意味があると思いますが、私のような一般的な信徒は、疑うことはなく、深く追求をすることもなく、ごく自然に受け入れています。だから私には、入学式、卒業式の『儀礼的所作』と断じられた行為が、「日の丸」に向かっての宗教的所作であると思えるし、「君が代」を起立斉唱して謳うことも、『儀式的行事における学校職員という社会的な立場にあるものとしての行動にすぎ』ないとは、とうてい思えません。

原審が、『天皇を現人神として崇拜するといった宗教的行為であるとは認められない。』と断定しようとも、天皇家に対するタブー意識が根強く残っている現代社会では、まさに天皇を頂点とした天皇制の宗教的行為と受け止めざるを得ないのです。国家権力が都合良く利用しているのが、天皇制という偶像であり、入学式、卒業式の『儀礼的所作』は、まさに天皇を偶像と崇拜し、天皇を礼拝する偶像礼拝に思えてしまうのです。

さらに、なぜ裁判所が、『受忍すべき範囲内の制約』と決めることができるのでしょうか。キリスト教の信徒としての日々を生きてゆく中で、職務命令に従わなければ懲戒処分という選択肢のない中で、「耐えられない」と呻く私に、「大丈夫、耐えられる」と言える権限が、なぜあるのでしょうか。

5 再発防止研修について

「服務事故再発防止研修」についても、再度異議を申し立てます。

私は音楽科の教員であったので、入学式、卒業式では、「君が代」のピアノ伴奏を命じられました。三園小学校の相楽校長は、内面と外面を切り離れた「君が代」のピアノ伴奏はあり得ないと、真っ当に考えてくださったようで、苦しむ私の訴えを聞いて、ピアノ伴奏から外してくれました。

けれど次に、「君が代」斉唱時の起立を命じたのです。天皇の賛歌「君が代」を、私は立って謳えないし、「日の丸」に向かっても立てません。だから着席をしました。

これによって、職務命令に従わなかったと処分を受けましたが、校長の職務命令が正しく、何をもって合法であると言うのかが判りません。職務命令を出さなければ徹底できないことは、教員の職務であるとは言えないと思います。

まったく不当な処分に対して、私は審査請求申し立てをしました。その進行中に、突然一方的に、「服務事故再発防止研修」の通知を渡されました。処分の不当性については、2011年の現在も係争中です。それなのに、「岸田には再発を防止しなければならないような、懲戒処分に値する行為があった」と決めつけられたのです。私自身は、「懲戒処分に値する行為」とは思っていませんので、研修の必要はないと考え、結果的には受講しませんでした。

なぜ原審が、『板橋区教委が、本件岸田戒告処分についての審査請求手続の進行中に本件対岸田研修命令を発令したことをもって、適正手続に反するということはでき』ないとなるのか、私には理解ができません。

6 累積処分について

私は、板橋区立三園小学校に勤務した2004年4月から2005年3月までの一年間で、「日の丸・君が代」を受け入れることができないと表明しただけで、三度の処分を受けました。たとえ国旗国歌が「日の丸・君が代」であったとしても、国家権力が国旗国歌への対応を強いるのは、間違っていると思います。国旗国歌が、「日の丸・君が代」という天皇制のハタ・ウタであれば、なおさらのことです。宗教的行為としか考えられないのに、「慣習的な」「儀礼的所作」に過ぎないから問題はないだろうと線引きすることは、絶対に認めることはできません。

「日の丸・君が代」を受け入れることができない教員の私に対して、職務命令が発出されました。職務命令が発出されても、受け入れられないことに変わりはありません。「戒告」「減給」処分になっても、受け入れることはできません。三度の処分で止まっていたのは、考えが変わったからでなく、このまま累積されると「停職」処分になると判ったからです。

「停職」処分になると、音楽室で子どもたちと過ごすことができません。産

休や病休とは違うのです。かつて私は、産休や病休を取ったことがあります。私は産休中あるいは病休中に、子どもたちから手紙をもらって、赤ん坊を寝かし付けてから、あるいは病室から、手紙の返事を書きました。代替の教員や職員室の同僚からの、手紙や電話もありました。音楽室には実際は居ないけれど、気持ちはつながっている確信がありました。

従わなかった職務命令の中味は、儀式や式典での「日の丸・君が代」を黙って受け入れろという、私にとっては無理な注文です。「できません」と拒否をしたら、処分はどんどん累積されてゆく。「停職」処分の先には、何が待っているのでしょうか。累積は脅しです。累積されてもできないものは、できない。それでも処分は、累積されたのです。

2010年3月に定年退職するまで5年間、職務命令は発出され続けていましたが、私は入学式、卒業式の会場には、年休を取って居ませんでした。次の「停職」処分を避けるためとはいえ、迷いがなかったのではありません。子どもたちと一緒に空間に居たかったのに、できなかった。「おめでとう」の声をかけたかったのに、できなかった。けれど反対に会場内に居たら、処分は累積される。「停職」になったら、音楽室にも居ることはできなくなる。どちらも選択できないという悩みは、5年間ずっと、一年中消えることはありませんでした。入学式が終わると卒業式が、卒業式が終わると次の入学式が浮かんできました。処分を受けた時も、処分を避けた時も、胸が苦しく緊張が取れず、夜は寝付かれず、夢でもうなされました。

この陳述書を書いている今も、当時が鮮明に迫ってきて、呼吸が乱れます。裁判の期日のたびに、やはり当時に引き戻されるのです。私は幾度も教員を辞めようと思いましたが。しかし子どもたちと離れる生活を想像することも、できませんでした。処分を避けるため、私は子どもたちを「君が代」の流れる中に残したまま、ひとり会場から離れた場所に逃げました。その負い目を抱きつつ、けれど子どもたちと生活できたからこそ、「君が代」の精神的苦痛を、どうにかどうにか乗り越えることができました。子どもたちのおかげで、私は定年まで勤めあげることができたのです。

「減給」処分という経済的な苦痛もありました。音楽の授業以外にも、私が中心になって協働する場面が、学校内には多くありました。教職員みんなで知恵を出し合うこともありましたが、音楽科の教員として信頼され、任せてもらうこともありました。私は日々の教育実践も、学校内の分掌も、その他の雑務も精一杯頑張りましたし、存在も仕事も認められていたという実感があります。

ですが非情にも「減給」処分を受け、「減給」後の給料が支給される時は、「電算処理ができないから」と、現金で手渡されました。何度数えても足りない額に、屈辱感を味わいました。

7 思想・良心、信教の自由について

子どもは将来、主権を担います。その主権とは、多数決民主主義で決まった国家の意思ではありません。現行憲法前文には、『ここに主権が国民に存することを宣言し』『これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである』と明記されています。普遍とは「すべてのものにあてはまる」ことで、国家権力が優先して、思想・良心の自由、信教の自由を支配し、踏み込むことは許されません。

思想・良心の自由、信教の自由は、その内面性だけが憲法で保障されるのではなく、外部と切り離したり隠したりしない自由、表現の自由をも保障するのが『普遍の原理』ではないでしょうか。『一定の外部的行為を命じているにとどまり』『思想・良心の核心部分を直接否定するものではない。』とは、これまで述べたように、認めることができません。

子どもが主体的に生きてゆく権利、人権が侵されることのないように、私は、思想・良心の自由、信教の自由を、守っていかなければならないと思っています。これまでは教員としてでしたが、これからは学校の外側から地域の市民として、誰にも何にも侵されることのない、憲法で保障されている自由が実現するように、考え、行動し、使って生きてゆきたいと、強く思っています。